特定非営利活動法人　東京山の手まごころサービス

定　　款

平成 13 年 12 月 7 日制定
平成 16 年 12 月 16 日第 1 次改定
平成 24 年 5 月 24 日第 2 次改定
令和元年 8 月 1 日第 3 次改定
令和 4 年 7 月 1 日第 4 次改定

特定非営利活動法人　東京山の手まごころサービス

特定非営利活動法人東京山の手まごころサービス　定款

第１章　　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人東京山の手まごころサービスという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区高田馬場一丁目 32 番地７号信ビルに置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした、受け手と担い手が対等な関係を保つ介護などの福祉サービスを提供し、すべての人々が老いても病んでも最後まで自分らしく安心して生活を送ることができるよう、地域社会つくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)　社会教育の推進を図る活動

(3)　まちづくりの推進を図る活動

(4)　国際協力の活動

(5)　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(6)　子供の健全育成を図る活動

(7)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

①　公的制度に基づく次の事業

1)　介護保険法に基づく居宅介護支援事業

2)　介護保険法に基づく居宅サービス事業

3)　介護保険法に基づく第一号訪問事業

4)　障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

5)　その他公的制度に基づく居宅介護福祉サービス事業

② 公的制度の対象とならない、助け合いによる居宅介護福祉サービス事業

③ 共通の目的を持つ他機関との連携事業又は連携活動

④ 介護教室、ホームヘルパー研修、子育てなど各種学習会等、地域の教育研修事業

⑤ 地域社会活動への参画

⑥ 機関誌の発行、ホームページによる広報活動

⑦ その他、本目的を達成するために必要な事業

第３章　会　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　協力会員　介護福祉事業に必要な資格の内何れか一つ又は一つ以上を保有するか、又はその資格取得の意欲のある個人で、かつ、この目的に賛同して入会し、法人の活動に参加する個人

(3)　利用会員　この法人が行う福祉サービスを利用する又は利用したいとする個人

(4)　賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

（入会）

第７条　正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表に提出するものとする。

2　代表は、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3　代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　正会員及びその他の会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　正当な理由なく会費を６ヶ月以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4)　総会の決議により、除名されたとき。

(退会)

第１０条　正会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

(種別及び定数)

第１３条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　５人以上

(2)　監事　１人以上

2　理事のうちから、理事会の議決に基づき、次の役職理事を置くことができる。

(1)　代表　１人

(2)　副代表　１人以上

(選任等)

第１４条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2　代表及び副代表は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第１５条　代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3　副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基

づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第１６条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(事務局及び職員)

第２０条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2　事務局長は、理事会の議決を経て代表が委嘱し、職員は代表が任免する。

3　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表

が別に定める。

（顧問・相談役）

第２１条　この法人に顧問・相談役を置くことができる。

２　顧問・相談役は、総会の承認を経て代表が任命する。

３　顧問・相談役は、この法人の事業について理事会に対し助言及び提言を行うことができる。

第５章　総　会

（種別）

第２２条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２３条 総会は、正会員をもって構成する。

（機能）

第２４条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(5) 事業報告及び収支決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) その他運営に関する重要事項

（開催）

第２５条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２６条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表が招集する。

２　代表は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第27条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２８条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第29条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第30条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第31条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　　理事会

（構成）

第32条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第33条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第34条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　代表が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の　3分の1以上　から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第35条　理事会は、代表が招集する。

2　代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第36条　理事会の議長は、代表がこれに当たる。

（議決）

第37条　理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第38条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第39条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　　資産及び会計

（資産の構成）

第40条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立

しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業　　年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）

(2)　資産に関する事項

(3)　公告の方法

（解散）

第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

3 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または公益法人に寄付するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の ３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	小西 伸彦
副理事長	西野 智子
理事	立川 健児
同	竹内 美彌子

同　　伊藤　栄彦
同　　森田　琴江
同　　宮永　敦子
同　　山崎　悦子
監事　　松木　久佳

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１４年５月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成１４年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、年に次に掲げる額とする。

①正会員　　入会金　2,000円　　会費　2,000円
②協力会員　　入会金　1,000円　　会費　無料
③利用会員　　入会金　1,000円　　会費　無料
②賛助会員　　（個人）会費　一口につき　3,000円
　　（団体）会費　一口につき10,000円